

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幅ヶ谷九〇四 電話(03)3337714649

FAX(03)32299153367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額700円 6ヵ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言

日本軍隊(案)の銃口は労働者・国民にも向けられている

稲葉 耕一……………2

自民党新憲法草案、「自衛軍」という名の侵略軍で海外へ

野党間共闘の条件は存在する……………3

#### ◇資料と解説◇

連合「公務員制度のあり方に関する考え方」について(要約)……………5

「誓約書を書け、就業規則に従え」と懲戒処分 正光会労組支援する会……………7

—愛媛・正光会法人、処分通告を強行—

不団結要素、克服を確認……………8

—国労中央委と残された課題—

「人らしく生きよう」とした者は人並みの生活を奪われた 六津 五郎……………9

—国労闘争団・尊厳・誇り、human rightの現場から—

六五歳以上の年金生活者・高齢者に信じられないぐらいの負担増 原 義弘……………11

—大増税・社会保険料も大幅アップ—

◇資料◇ 日本経団連の重要政策課題(〇六年)……………12

読者からのおたより……………13

# 旬刊 社会通信

NO. 960

二〇〇六年三月一日号

二〇〇六年三月一日発行  
(毎月一日・二二日・三三回発行)

## 日本軍隊(案)の銃口は労働者・国民にも向けられている

自民党新憲法草案、「自衛軍」という名の侵略軍で海外へ

自民党は政権党として昨年十一月の結党五十年記念大会で新憲法草案を決定した。前文を含め全条文案である。読めば改「正」というより、全面やりかえ、「反革命」的憲法である。

①国民が政府を制限する立憲主義の否定であり、非武装平和を否定し、武装軍事国家である、平和な国から戦争をいつでもできる国づくりへの変換である。すなわち「自衛軍」という軍隊を堂々と持つということである。

②またもう一つ重大なのは、集団的自衛権を行使することである。「国際的に協調して行われる活動を行うことができる」としている。イラク侵略のようにアメリカを中心とする多国籍軍への参加である。アメリカが攻撃を受けたら日本軍も出動するのである。海外へほとんど侵略していくのである。

③もう一つ危険なことがある。「緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは日本を守るための活動を行う」とある。これは何か。六〇年安保「出動必要なし中隊長が言明」(〇六年一月一日)の新聞(「朝日」)を見てほしい。

「六〇年安保のころ、私は自衛官だった。都内の陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地の通信中隊にいた。いわば体制側の一員として、デモ側とは反対の立場にいたのだった。

一九六〇年(昭和三五年)六月十五日、樺美智子さんが死亡して、デモにはさらに多くの市民が参加するようになった。自衛隊内部も一段と緊張が高まった。

安保条約が自然承認される直前の六月一八日夜、市ヶ谷には出動待機命令が出た。普通科連帯などが治安出動に向けて待機し始めた。デモの様子はテレビで、隊員全員が見守っていた。私の周りでは、『デモ隊を鎮圧すべきだ』と興奮する者もいたが、私の考えは逆だった。こうした中で、中隊長は冷静だった。『この程度のデモに自衛隊の出動は必要ない』と明言した。後で知るのだが、自衛隊出動を主張したのは岸首相だった。赤城防衛庁長官は首相を抑えたという。中隊長が冷静だったのは、長官の意向だったに違いない。こうして自衛隊を出動させようとした首相の意図は回避されたが、翻って現在を考える時、私は一抹の不安を消しきれない。首相に對抗して市民の側に立てる長官はいるのだろうか。」

私が高校生のとき、「日米安保条約改定反対」「平和と民主主義」を求めて日本のたくさんたくさんの労働者、国民が立ち上がった。日本史上これほど多くの労働者国民が立ち上がった闘いはないであろう。これに恐れた政府(首相)が、この運動を大弾圧するために自衛隊を出動させようとしたわけだ。盛り上がる運動と平和憲法はついに出動を許さなかった。

今回の草案は「公の秩序を維持」するために「活動を行うことができる」と規定している。「自由」社会(資本主義)から労働者・国民を解放する社会主義運動への弾圧でもある。「自衛隊」は労働者階級を敵として、銃口を向けているのである。

(稲葉 耕一)

## 野党間共闘の条件は存在する

**反動攻勢** 自民党の反動攻勢はすさまじい。昨年、自民は結党（一九五五年）以来の宿願である憲法改悪草案をつくった。憲法改悪は「保守革命」。それを推進するのはジイさん、オヤジを代議士、議員にもつ二世、三世議員たち。自民ばかりでなく第二保守党の民主もそうだ。

憲法を改悪したいのは自民も民主も同じ。違いはほとんどない。民主にあつては「おれは護憲派」と、旧総評官公労に支持・支援を求める旧社会党議員が少なくない。民主党内の矛盾である。この矛盾をテコに憲法改悪のため大連立、大政翼賛政治をつくりたいのが自民党。自民と憲法改悪のため連立すれば、「野党」民主党の存在感はない。日本政治はあらたに再編され、大政翼賛国会、いつでもファッショ的政治反動に移行する。

日本では第二次世界大戦、「大東亜戦争」となった反省は皆無である。小泉は「心の問題」と靖国参拝をくり返す。アジア（中国、朝鮮半島）外交は破たん。米国すら、「中国と仲良くして」と心配する。米国のポチの小泉君だが、これだけは別であるらしい。ブッシュ君からお説教されても意志変更の兆しもない。

**世界情勢は急速に変化** ブッシュ君は四面楚歌。イラクはむろんアフガンで安定の兆しはない。中東和平を公約としたが、イスラエル首相はとつじよ過去の人、パレスチナ自治政府の選挙では米国が「テロ組織」とするハマスが第一党となった。さらにイランの核開発、シリアとの共同の動きもある。イスラム圏の激動はさらに大きくなる。「裏庭」中南米地域でもブッシュ君への抵抗は強まるばかり。ベネズエラにつづきボリビアでも反「米帝」勢力が勝利、キューバとの連帯を深める。次はペルーか。アンドスの国ぐにはインディオ（先住民）が多い。彼らは発展からとり残されている。人口構成は彼らが多数。その彼らが自由貿易主義、IMF・世界銀行の国家支配にノー！の声を上げ始めた。

EU（ヨーロッパ）では独・仏が米国流自由主義に反旗。南朝鮮でも同じ傾向がみられる。世界に軍事基地をもつ米国は孤立し始めた。唯一の同盟国は同じアングロサクソンのイギリス、ニュージールランド、オーストラリアと原爆を落とした日本のみ。他の国ぐには、米国から援助を欲する国ばかり。イラクに派兵したけれど、ご利益はないというわけで、彼らはぞくぞくとイラクから撤兵。そのイラクは昨年十二月一日、総選挙をおこなった。一ヶ月後の今日も正式発表はない。内戦は激化し、米国兵士の死者三千人へとふえつづけ、政治腐敗、「反テロ」を口実とする盗聴問題等もからみ国内にも反戦気分が生まれている。

**ファシヨへの手法** 労組弱体化、社会主義世界体制崩壊、とりわけ日本にあつては「平和の砦」としてあつた総評・社会党ブロック崩壊が、自民を中心とする勢力を勢いづかせ、闇の組織「国策研究会」ともいふべき民間政治臨調の①小選挙区、②政党

助成金導入で、保守二党制の条件がつくられた。昨年の総選挙はルンペンインテリゲンツィアと同様の首相・小泉、それを支援したTV・新聞の結果である。「通信」はファシズムの危険を強く述べた。日本は帝国主義国家を突き進む。独占企業は世界各地に基地をつくった。その基地を米国は守ってくれるか。否！自衛隊の国軍化、憲法九条改悪を求めろ。

日本は個々人の権利意識はものすごく弱い。朝日新聞の月刊誌「論座」で朝日と読売の論説主幹（読売は悪名高きナベツネこと渡辺恒雄）が対談している。ナベツネと親子ほどの年齢の差がある朝日の論説主幹は、「靖国で同じ土俵に乗れてうれい」と、まるで幼児園児のようなはしゃぎぶりだ。それに対するナベツネは「大東亜戦争の戦争責任を日本人で解決することが重要」「靖国は不十分」と述べ、こんなチャチな問題で日本の侵略が国際的に、不自由になるのは、日本の帝国主義的侵出の「自由」の妨げとの主張である。

ナベツネは八十二歳。戦時は二十歳前後。学徒動員の生き残り、支配階級の茶坊主の一人として戦争の苦しさがある程度知っている。中曾根が内務官僚から軍の主計になり、二十台前半から、国民の犠牲の上にドンチャン騒ぎで身を起てたようである。身内に海軍の技術将校がいた。彼はある電機産業に移ったが、中曾根は危険な人物、「警戒が必要」と語っていた。その中曾根の路線が小泉に引き継がれ、ファシヨ政治の手法となった。

**護憲の戦線**を ファシヨ政治について硬軟さまざまの論議がある。一九三〇年代の世界恐慌、階級対立を主要に考えればそうかもしれない。議会制民主主義は変わった。小泉の手法は小選挙区制の特質と相まち、ファシヨ政治そのものだ。小泉は「自民党をブツブツ」で人気を得たルンペン政治家、そのルンペン政治家をマスコミは「改革者」ともてはやす。「働く者」は労働組合の右傾化で労働者意識をハジとするまでになった。それが、憲法改悪という実現である。

現代政治の最大の課題は自民が党是とし実行の段階に入った憲法改悪を焦点とする政治反動にどう立ち向かうかである。護憲の政治勢力は小さくなった。巨大な反動勢力に立ち向かうためには、「小さい」勢力が統一する他ない。新社会党は力以上の努力を傾注し、社会民主党、共産党に護憲の戦線をつくらうと呼びかける。

『赤旗』（二月七日付）は、「政治間共闘の条件は存在しない——共産党が新社会党の申し入れに回答」を六段抜きで掲載した。その理由に驚かされた。第一に新社会党は部落解放同盟と密接な関係にある。さらに委員長の栗原君子は「『解同』と一体」で「日本共産党への不当な反共攻撃をおこなつてい」る、第二に新社会党綱領が日本共産党を名指した事実と反する不当な攻撃をおこなっている、第三に新社会党のよびかけを「党利・党略的なもの」と切り捨てる。

セクト意識丸出しの主張である。第二次大戦後六十年、過去にいろんないきさつがあろう。しかし、現情勢は大きく変わった。いや支配する者が変えてしまった。こうした局面から国民を励まし、希望を与え、反動攻勢に対処する政策が二つの保守に抗する政党、運動が一致団結し、進路を示すことである。

## ◇資料と解説◇

### 連合「公務員制度のあり方に関する考え方」について（要約）

公務員への攻撃はすさまじいの一語につきます。二月上旬おこなわれた自治労臨時大会では、①総人件費改革、②公務員制度改革、③公共サービスの規制改革、④市場化テスト、⑤地域給導入等の諸問題に、代議員は悲鳴とウメキを投げかけています。

こんな中で一月一六日、連合が決定したのが第九五七、八号に連載した「公共サービス、公務員制度のあり方に関する考え方」です。読者から、「原文を見ておりません。原文を紹介していただければ嬉しい」とのお便りをいただきました。

原文は少しばかり長いのです。要約「ポイント」が各項ごとにまとめられています。それを紹介することで、読者の要請に答えることとします。なお、二月一四日おこなわれた連合と自民党の政策協議で、最大の懸案である労働基本権問題について連合事務局長は「スト権、争議権までいきなりとはいわないが、団体交渉権はほしい」と述べたと報道は伝えています。

こんな姿勢では郵政がすでにそうであるように、これまでの制度・労働諸条件については玉虫色どころかウヤムヤにされてしまいかねません。

（編集部）

### 公共サービスのあり方

①政府が、「民間にできることは民間に」という合言葉だけを先行させ、サービスの質はどうあるべきかなど本質的な議論が欠如したまま公共サービスの削減を一層進めようとしていることは問題。

②格差が拡大し、二極化が進んでいる社会であるからこそ、適切な公共サービスが公正かつ効果的に提供される仕組みが必要。

③現在の「官」や「行政サービス」の問題点を克服しながら、市民が協働する「新しい公共」を創造すべき。「新しい公共」においては、多様な提供主体のベストミックスによって、ニーズに応じた豊かなサービスが提供される一方で、政府・自治体が果たすべき役割を明確にすることが必要。

④虐待や不正が頻発し、新たなリスクが生まれていることを重要視し、政府・自治体は、「社会的公正」のもと、サービスや事業の質を確保し、不正やリスクを速やかに解消・改善させるための役割・体制を強化すべき。

⑤「数字合わせ」の補助金改革ではなく、地方分権を基本とした政府と自治体の役割の明確化を行うべき。その上で、地方への権限と財源の移譲、必要性の少ない事業の縮小・廃止など大胆な歳出構造の見直しが必要。

### 公務員制度のあり方

「有効かつ効率的な政府」の担い手である国家公務員について、以下の通り抜本改革を行うことを求める。地方公務員については、これとの整合性を確保しながら、地方分権の流れを十分に踏まえた改革を行うことを求める。

①公務員を長期活用する人事システムを基本に、あわせて中途採用・任期付採用の拡大、短時間勤務制度など多様な勤務形態を導入。

②職階制は廃止し、仕事の種類、職務内容と責任範囲を明確化した新たなシステムを構築し、そのもとの「職務給」制度を確立。

③キャリア制度を廃止し、国民の目線で国の行政をリードできる新たな幹部職員養成制度を構築。

④裁量権の濫用を防止し、任用の公正・中立性を保障するため、客観的・統一的基準と透明な任用手続きを整備。あわせて、苦情処理・不服申立手続きを拡充。

⑤幹部職員は、内閣一括管理、自由任用に。また、政治任用職の活用を弾力化。

⑥一般職の公務員について、労働基本権保障のもとで、労働基準法および判例法理に準じた雇用保障制度を導入。

⑦労働組合も関与しながら、能力・業績評価に基づく人事制度を構築し、公平・公正、透明で納得性のある新たな評価制度を確立。

⑧早期勧奨退職慣行を廃止し、複線型人事システムを有効に活用しながら、定年まで勤務できるシステムを整備。営利企業への「天下り」については、公正・中立な機関が審査するなど規制の強化と透明化。

⑨一般職の公務員について、国際労働基準に適合するように労使関係を確立し、団体交渉を基本とした給与・勤務条件決定システムおよび労使協議制による公務の円滑な運営をはかる仕組みを導入。

⑩人事院（人事委員会）勧告制度を廃止。代わって、政府全体の統一的な人事管理および使用者としての機能を担う人事管理庁（仮称）を内閣府に設置。一方で、公正・中立な人事行政の確保および職員の利益を保護する機能を担う新たな中央人事委員会（仮称）を設置。

#### 公務員の賃金・労働条件等のあり方

**基本的視点** 現在の社会・経済情勢のもとで市民・納税者の理解得られにくい問題には、労使双方が十分な説明責任を果たし、必要な是正・見直しを図る。ただし、事実誤認に基づく指摘、公務における労使関係の形骸化・否定につながる考え方等については容認しない。

①「公共サービスの提供に必要な人材の確保」という視点を踏まえながら、公務員賃金について地域住民の納得を得られる方策が必要。

②公務員賃金については、現行の民間賃金準拠原則のもとでは、より精緻な比較方法などの検討が必要。また、能力・実績を重視した人事・給与制度に改革する場合、公平・公正で納得性のある評価制度が必要。

③「同一価値労働＝同一賃金」を目標に、官・民、正規・非正規を超えた社会的に公正な賃金を確立し、その中で公務員賃金について社会的合意を確立すべき。

④各種手当については、労使でその妥当性をきちんと検証し、必要があれば改廃も行われるべき。

⑤福利厚生については、民間の制度、水準などについて常に留意し、組合員のニーズや情勢の変化に応じて見直すことも必要。

⑥被用者年金の一元化については、関係者の合意を得つつ、完全な情報公開のもと労使参加の制度として推進すべき。

⑦労働基本権保障のもとで、雇用保障制度の一環として公務員に雇用保険制度を適用することを検討。

⑧労使関係における情報公開のあり方として、交渉過程は非公開が原則だが、交渉

結果については労使合意のもと自ら積極的に情報公開することも推進されるべき。

## 「誓約書を書け、就業規則に従え」と懲戒処分

―愛媛・正光会法人、処分通告を強行―

正光会法人は個人情報保護法に便乗し、一方的に作成・改悪した就業規則に従い、「誓約書を提出せよ、出さなければ懲戒処分する」として二月二日より複数の管理職が正光会労組の組合員を一人一人呼び出し処分の通告を強行しました。

### 新たな組合つぶし攻撃

昨年中は私たち「支援する会」ならびに正光会労組の活動にご協力頂き誠にありがとうございました。新たな年を迎えましたが、正光会病院現場では年末一時金交渉はなんとか労使合意によつて二月九日に他の職員と同時支給がされましたが、その後の一二日から新たな組合つぶし攻撃が強行されています。正光会法人は、昨年四月に個人情報保護法が施行されたことで、個人情報取扱事業者として「患者の個人情報保護に関する規程」を作成し、それを就業規則として一方的に労働基準監督署に届出しました。

支援する会総会でも報告されましたが、その規程には「患者及び従業員の個人情報保護に関する誓約書の提出」を義務付ける内容が明記されており、それに基づき昨年五月から職員に対して誓約書を提出するよう求められました。

これに対して正光会労組組合員は、誓約書を提出しなくてはならぬ法的義務をなぜ加重されるのか、そもそも不利益に変更した就業規則の制定を一方的に押しつけるなどの問題点を指摘し、誓約書の提出を保留し、併せて団体交渉を行つて来ましたが、何ら誠実な団交にも応じないままに強行して来ました。

### 県労働局も誓約書の強要について指摘

個人情報保護法施行後、県内の企業においても個人情報保護法に基づく誓約書の強要や損害賠償を義務付けるなどのケースがあり、県労働局は「誓約を強要するものであれば指導対象ともなる」と指摘しています。

労働局の指摘どおり正光会法人の方針は「誓約書を出さなければ懲戒処分する」わけですから明らかに「強要」です。

さらに、正光会法人が悪辣なのは、この誓約書を口実に、実は一方的に作成した就業規則を労働組合が認めて全てに従えと懲戒処分を掛けつつ「脅迫」して来ているからです。これを労働組合が認めることになれば、病院側がこれまで様々な就業規則を一方的に作成し、息の掛かった労働者代表に意見書を書かせ労基署に届け出た全ての規則を認めることにつながります。

### 交渉では「強制しない」のになぜ処分

昨年一月二日に開催された今治病院での分会交渉では、病院側は、「誓約書の署名については強制していない」と発言しているのです。

しかし、約一か月後には「誓約しなければ処分する」と脅迫する、おおよそ常識では考えられない強行姿勢となっています。

さらに、この誓約書に関する問題は、正光会法人として三病院の問題であるとして本部労使間での交渉事項だと回答しているのです。

### 処分は人格権及び団体交渉権の侵害

このように、正光会法人ならびに各病院側は、労使間での交渉事項だと回答し、交渉の中でも「強制しない」と発言するなど、団体交渉での解決が進みつつある状況であるにもかかわらず、誓約書の提出を処分を掛け強要しています。

この使用者側の態度は、団体交渉事項に対して処分という圧力を掛け実質的な交渉を拒絶しているもので団体交渉権の侵害であり、不当労働行為に他なりません。

さらに、労働局も指摘しているとおり、「強要してはならない」わけです。それにも増して処分で脅迫するというのは人格権の侵害であり、まさしく正光会労働組合つぶしの何物でもありません。  
(正光会労組を支援する会)

## 不団結要素、克服を確認

### ― 国労中央委と残された課題 ―

「九・一五」判決以降、国労は「この機に解決を目指し団結を」と呼びかけ、訴訟の効が今年一二月に迫る中、一月二八日国労一七六回中央委員会は開催された。

いうまでもなく今中央委員会では、「鉄建公団訴訟」を軸とした国労基本要求に沿った年金、原状回復を求める「地位確認訴訟」を武器とした「国鉄闘争」再構築にについての方針決定が求められていた。この闘いが国家を相手にしているだけにあつて、現状での到達点が「九・一五判決」の「解雇は有効、しかし不当労働行為は認めざる慰謝料一人五〇〇万」また政府・鉄道運輸機構が控訴理由書の中で「不当労働行為はなかった」「解雇されても仕方ない不良社員だった」と全面対決の構えだけに早急な国鉄闘争の強化・拡大の取り組みが求められていた。

中央委員会では、国労の団結回復は、解雇された当事者全体が大同団結する「二・一六決起集会」へと発展したこと、「生活援助金」の再整理、「鉄建公団訴訟」に対する傍聴など可能な支援を行うこと、新たな訴訟については訴訟形態を損害賠償とし現在開催中の通常国会での政治対策・政治解決に全力を挙げるため、七月の全国大会で決定すること。

「四党合意」以降の不団結要素については、克服したことを確認した。

しかし残された課題も多い。第一に訴訟の問題である。今回の中央委員会でも確認された九・一五判決の「不当労働行為」を認めたことについて、今後の突破口にし闘いを更に強化、拡大しなくてはならない。政治状況については何一つ「解決」の機運・状況にあるわけではない。あつても「抽象的な人道的解決」である。二〇〇三年一二月の最高裁判決でも明らかのように「不当労働行為の原状回復」には、「鉄建公団訴訟」が最も有効、最大の武器であるし、要求を反映した訴訟でもある。国労・解雇

された当事者全体が訴訟を取り組み「鉄建公団訴訟」の戦線を拡大することが、九・一五判決を生かした解決の方向になる。時機を逸してはならない早急な訴訟提訴が求められている。

また先行訴訟控訴審の闘いも重要になっている。解雇有効・五名の請求棄却を今後の法廷外での国鉄闘争の広がりでも克服しなければならぬ課題でもある。

第二に「二・一六」集会が闘う「統一と団結」の回復の出発点であるなら、今後の闘いの方向性が問題になってくる。一月二十八日中央委員会の決定により、支援・共闘の拡大はもとより、この闘いを統一的な闘いへと発展させなければならぬ。

その教訓として「鉄建公団訴訟」がある。訴訟時当初は「門前払い」「勝ち目は無い」という批判的な状況から進んだ。しかし判決後は「判決を機に解決に向け」となっている。

極限に追い込まれた状況から、支援を拡大し三年八ヶ月の闘いで勝ち取った判決である。この闘いに学ぶことにより、国鉄闘争の展望も切り開かれると考える。

国鉄闘争は国労だけのものではなく、全労働者への闘いに発展しているし、発展しえる客観的条件はそろっている。いま国労全体がそのことを認識し、解決へ向け迷いなく前進することを信じる。

(青柳 義則)

「人らしく生きよう」とした者は人並みの生活を奪われた

―国労闘争団・「尊厳・誇り」 human right の現場から―

(1) 美幌闘争団のNさんの細君の涙色の本音

九・一五判決に基づいて、いくばくかの金が闘争団の各家族に「還元」された。この金は、一九年間「兵糧攻め」に遭い、ギリギリの生活を余儀なくされた家族をいつときかすかに潤すものとなり、Nさん一家は初めて温泉に行き、老いた親にも孝行できた。細君はその間の経（いきさつ）と思ひ出を語った。(二月四日土曜、午前・北見闘争団事務所内での交流会)

悔しさは憤りが無い交ぜになっており、涙の色はうつすらと血の色に染まっていた。へ一九年前、夫のNは国労組合員を脱退しなかったために雇用名簿に登載されず、裁判に訴えたが敗訴。結局JRから見捨てられた―何ゆえにこんな理不尽に耐えねばならぬのか…)

立派な憲法―文言上は生存権、労働権、思想信条の自由などの human right・人権を謳っている―を戴いているこの国で、国家権力は白昼堂々と不当労働行為をやり、それが一九年間罷り通ってきた。細君の声にはそのことへの無念さがにじんでいたのだ。

(2) 北の大地(北海道)と関東・茨城(水海道)との距離

昨年の六月二三日にも、私たちは、この北見に来て交流をしている。その四一年前の夏に、私は美幌峠をバスで越えていた。

四一年振りの北海道は大いに様変わりしていたが、この体験で一〇〇kmの距離に短

縮、国労闘争団のたたかひの意味の認識も深めた。そして今回（二月二日木〜四日土）では四〇kmに短縮された。

(3) 白一色の大地―知床・網走・北見

氷点下八度〜同二〇度Cのカタクリ粉を敷きつめた空間を車・電車で移動。エゾシカ、ゴマアザラシ、オジロワシ、カモメとも遭遇。流水の大群は来ていなかった。

いろんな「まつり」が多く、観光で客寄せをし、懸命に生きている道民の姿が印象に残った。

(4) 二〇年目のたたかひに入った

二月三日の「オホーツク闘争団に連帯する会（定期大会）」や四日の交流会で、口々に「この半年〜一年が勝負。これ以上長引かせる訳にはいかぬ」という声は切実な響きに充ちていた。

二〇年も長引かせ受苦に追い込んできた国家権力、その奥でうごめく支配階級の邪悪な意志、不作為で消極的ながらも支えてきた国民多数や類する諸勢力。やがて来る高裁の判決で、地裁を遙かに上回る結果を出すには、何をすべきか：

結局は、世論を動かすしかない。そのことでメディアや法廷を変えていくしかない。幸いにして、二月三日付北海道新聞によれば、国労本部が原告団（闘争団）支援に方針を転換。遅きに失したが、これでいくらかは弾みがつくというものだ。

(5) 護憲運動、闘争団の解雇撤回運動、増田闘争、「日の君」不起立裁判：などと結びつけて、連帯しつつ運動を強化

なぜなら、根っ子は同じなだから。心ある人民・市民大衆、心ある労組・政党・メディア：は、スプーン一杯の勇氣と行動、二杯のカンパ金をもって支援すべきだろう。しなければ、結局は我が身に跳ね返ってくるのだから。（共謀罪法、消費税率、年金法改悪、税金などによる収奪、そして戦争で）

なぜ九条改悪が闘争団の問題や、増田平和教育実践への弾圧：などと根っ子を同じくすることなのか。今まで、運動家などにも気付かれなかったことである。（いわゆる戦後民主主義の未熟を映し出すことだ）

このことは、階級的観点の弱さをあぶり出すことでもあった。すなわち上記の諸闘争が今日の資本家階級の支配、策動の妨害要因と考えればスツキリと捉えられる。

現時点では何も（社会主義社会の一刻も早い実現を！）と叫ぶ必要はない。その必須の前段階としての（平和、人権、労働・生存権、思想の自由を！）で連帯するだけで十分である。

(6) 白い大地は風土的にも産業経済的にも、人権的闘争でも「演歌・情緒」を拒絶―屹立する資本制のリアリズム！

エゾ地は、沖繩と共に、日本で唯一二つのエキゾティズムを残す土地である。（ただし、質的には異なるが）。小説や演歌との「ロマン」の舞台になりやすいということでもある。しかし、炭鉱や国鉄の変容・衰微、およびそれと内的につながっている階級闘争の受苦を思うだに、ロマンは後方に退き、リアリズムが屹立する。（六津五郎）

## 六五歳以上の年金生活者・高齢者に信じられないぐらいの負担増

### ―大増税・社会保険料も大幅アップ―

老年者控除の廃止、公的年金控除の切り下げ、老年者非課税措置の廃止により、年金生活者・高齢者に大増税となります。そして、国民健康保険料などの社会保険料も、信じられないぐらいの大幅アップとなります。

市県民税が非課税から課税になると、税金や社会保険料の負担増はもろろんのこと、思わぬところまで波及します。今まで非課税であった六五歳以上の年金生活者・高齢者が、老年者非課税措置の廃止などで、非課税から課税になります。課税となれば、今まで適用されていた国民健康保険の減額・減免措置が非該当とされ、さらに、市県民税額の五倍ぐらいの所得割が、基本の保険料に加算されることになります。

介護保険料では課税世帯となり、保険料基準が、本人は二段階上がり、配偶者は非課税でも一段階は上がります。また、老人医療費助成制度は、課税となれば非該当とされ、一般と同じ負担となります。七〇歳以上の高齢受給者や老人保健法該当者は、医療費の負担割合や医療費負担の限度額に影響します。

「政令月収」も上がることから、公営住宅居住者の家賃も上がることとなります。さらに、非課税が条件になっていることが多い、さまざまな福祉施策にも波及します。

非課税から課税になった年金生活者・高齢者や、大幅な負担増になった高齢者に対する、減額措置や減免制度・激変緩和のための経過措置など、手厚い救済制度を作るように、〇〇市に求めてゆきましょう。

老年者(单身)でも、一五五万円以上の年金受給者は、課税となります。六五歳以上の年金生活者は、二六六万五千円以下の年金額であれば、従来は非課税でした。しかし、一七年年制改正により、老年者控除の廃止、公的年金控除の切り下げ、老年者非課税措置の廃止により、六五歳以上の高齢者(单身)であっても、一五五万円以上の年金を受給していると、一八年度市県民税が課税となりました。

確定申告が必要です。確定申告をして、社会保険料控除や医療費控除などの適用をうけて、できるかぎり税額を少なくすることが、負担軽減ために重要です。所得税は一七年から、年金支給時に源泉徴収されています。

お手元に届いている社会保険庁からの、『所得税などの源泉徴収はがき』と、国民健康保険料や介護保険料の『年間納入保険料の通知はがき』や、医療費控除のために一七年中の医療費の領収書などを持って、確定申告に行きましょう。社会保険料控除や医療費控除、生命保険料控除など、うけられる控除を確実にうけてください。所得税が還付(返還)されることがありますし、さらに、市県民税額を少なくすることに なります。

市県民税額が、小さくなることには、大きな意味があります。なぜなら、国民健康保険の保険料に、市県民税額の五倍ぐらいの所得割が加算されるからです。

確定申告で、諸控除をうけて、税額を小さくすることが重要です。

老年者・年金生活者に対する非課税措置などの廃止だけではなく、生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止、個人所得課税の定率減税の縮減、県民緑税の創設など、若年者にも増税が予定されています。確定申告をして、うけられる控除を適用させて、税額をできるだけ小さくすることが、若年者にとっても重要です。

### ◆資料◆ 日本経団連の重要政策課題（〇六年）

1、超高齢社会・少子化社会の到来に備える

(1) 中長期的に潜在的国民負担率を50%程度に抑制することを目指した、国・地方を通じた歳出・歳入の一体的改革

(2) 公務員制度改革や総人件費の削減を含めた行政改革の断行

(3) 消費税を含む税法の抜本的改革

(4) 経済と整合的で持続可能な社会保障制度の確立に向けた、年金・医療・介護・雇用保険の一体的改革

(5) 重点的・効果的な少子化対策の実施

2、企業の活力、創意工夫を引き出す

(1) 個人や企業の多様な挑戦を促す規制改革・民間開放の推進、市場化テストの本格導入に向けた基盤整備

(2) 郵政民営化に向けた着実な準備と政策金融改革の具体化

(3) 産学官の適切な役割分担と連携によるイノベーションの創出への取り組み強化

(4) バイオ、ナノテクノロジー、ものづくり、宇宙・海洋等の様々な新技術を活用した競争力の強化、防衛を含む安全・安心の確保など国民への成果の還元

(5) 国際競争力の向上に資する法人実効税率の引き下げ、減価償却制度の見直し

(6) 企業の過度な負担の回避と自主的な内部統制の確立を基本とした会社法制、開示・会計制度の整備

(7) 独禁法の抜本的改革

(8) 戦略的な知的財産政策の着実な推進

(9) 社会的な諸課題の解決に資するICT利活用の国家戦略策定

(10) 世界最先端のコンテンツ産業創造に向けた官民の取り組み強化

(11) 国民生活や経済活動の安定・繁栄の基盤となる、エネルギー・環境政策の一体的な推進

3、心豊かで個性ある人材を育成し、個人の多様な力を活かす

(1) 21世紀にふさわしい教育理念の確立、「多様性」「競争」「評価」を基本とした教育改革の断行

(2) 円滑な労働移動と雇用機会の創出に向けた労働基準・労働市場に係る規制改革、およびホワイトカラーの自律した働き方を可能とする労働時間規制の適用除外の実現

(3) 女性や高齢者を含め、個人の多様な価値観を反映した雇用・就業形態の整備

4、豊かな地域・都市づくりに取り組む

(1) 地方行財政改革の徹底（国庫補助負担金、税源配分、地方交付税制度の一体的見直し）

(2) 「住宅・街づくり基本法」の制定による、美しい街づくりや良質で安全な住宅の提供、快適な住環境の整備

(3) 国民が安心して暮らし、子育てができる社会づくり

(4) 魅力的な地域づくりや景観美化等の取り組みを通じた国際観光振興

(5) 成田・羽田両空港の再拡張および利用者の立場に立った国際線・国内線の乗り継ぎ円滑化、スーパール中核港湾をはじめとした国際物流基盤の整備、空港・港湾へのアクセス利便性の向上

- (6) 首都圏三環状道路など主要都市道路の早期整備
- 5、外交・安全保障政策、戦略的な通商政策を推進する
- (1) わが国の繁栄と世界の平和に向けた戦略的な外交・安全保障政策の推進
- (2) 憲法をはじめとする国の基本的な枠組みの再構築
- (3) WTOに基づく多角的自由貿易体制の維持・強化、並びにわが国にとって重要な国・地域との経済連携協定締結
- (4) 国際競争力があり、食の多様性も踏まえた農業の確立、それに向けた農政改革
- (5) 専門的・技術的分野の見直し・拡大を通じ、わが国に必要な外国人の受入れの促進、円滑化
- (6) わが国にとって重要な国・地域の安定・発展と経済関係の強化を促す手段として、政府開発援助の積極的活用
- (7) 対日直接投資促進のための投資環境の整備

## ◇ 読者からのおたより ◇

**護憲の共同** 共産党が新社会党の「憲法闘争の共同の可能性の率直な協議」の要請を半年ほったらかしにしたあげく、拒否し翌日の『赤旗』（一月七日）に「回答」を掲載。一方、社民党に何十年ぶりかで「政党内協議」申し入れをして：結果は次のとおりです。なお、部落解放同盟との関係は社民党は新社会党よりはるかに全国的・組織的なのに、なぜ問題にならないのでしょうか？

「二〇〇六・一・二一八京都新聞朝刊」共闘申し入れ―方的と不快感 社民、又市幹事長―社民党の又市征治幹事長は二十七日午後の記者会見で、改憲阻止に向けた共産党の共闘申し入れについて『もう少し丁寧によってほしい』と不快感を示した。又市氏は二十三日の共産党の志位和夫委員長らの共闘申し入れについて「突然『会いたい』とここに来て、申し入れた後に、十分分くらいいかたたないうちに記者会見して発表した。『会見していいか』ぐらいは、共闘しようという相手には問うべきだ」と苦言を呈した。

編集部より そのあとのニュースでは社民党が大会後、「会う」と言ったとか。しばらくいろいろな動きがありそう。それにしても朝日が社説（二月五日）で「昔の夢よ再びですか」と皮肉るとは。落ちたものです。

**私たちの〇六春闘** 〇六年春闘の基本的な考え方は①もう一度、職場の人間関係、組織のあり方・活動の仕方を問い直し、②家庭のあり方、暮らし方、生き方も問題にし、③地域からの春闘再構築、全国的な春闘の一翼を担う、④職場・中小労働組合間の交流を促進し、たたかいを支援することを通じて地域労働条件の底上げをはかり、⑤パート、派遣をはじめ不特定雇用労働者の権利向上の運動を広げて、労働者全体の地位向上をめざす。

編集部より 地域労働運動は活動家づくりの基地でもあります。  
(国民春闘神戸地区共闘会議)

**転勤** いつも新しい情報ありがとうございます。昨年の異動で奄美大島の名瀬保健所に転勤になりました。二回めの大島勤務です。  
(名瀬市・S)

編集部より 地図で奄美大島を確認。太平洋のどまん中なんですな。

**当面の課題** (1)介護休業法を遵守し、H組合員を品川ツインに配転させ、Y組合員、H組合員の遠距離通勤を解消する闘い。(2)安心して健康で働き続けられる職場環境を作る闘い。(3)「五十歳退職・再雇用」制度を廃止させる闘い。(4)成果業績賃金制度に反対する闘い。(5)そのために、①職場アンケートを基に、全組合員一要求を職場実態から作り、②春闘勝利に向けて全組合員学習会を開き、③共通の課題で、N T T内各労組と連携を取って取り組む、④全労協主催等の、春闘統一諸行動を取り組み、全労協統一ストライキ指令に連帯して闘う。

編集部より 若者は春闘、学習会、交流会を求めています。広くひろめて。OBの年金減額反対のたたかいは勝利おめでとう。

**父もそろそろ定年** この二十年にもわたる闘いの中で僕と姉を育ててきました。これからは僕達が父の支えとなり、父にとって安らかな二十年が送れるよう願っています。近頃は郵政民営化などの問題にふれ、この問題についての理解も出来るようになりました。最近では父もいろいろと話してくれます。

編集部より 闘争団のお子さんたち、本当にりっぱに成長されています。こんな手紙をみると涙

が出てしまう。

**米軍のビラ** 同封いたします冊子は、十二月十三、四日に奥伊吹のスキー場へ仕事で行った時もらったものです。何か参考になれば幸いです。最後の頁に一九四五年八月十二日大阪市内に投下された米軍のビラのコピーが綴じてあります。

今まさに「負け組」の声は一切無視という、小泉政治に象徴されるように無視された「負け組」の弱い者いじめが続発しています。まさにマルクスの言う、無知、粗暴、だ落、性的退廃の拡大……。全くそのとうりになっています。先の総選挙後ご近所の身障者を家族にもつ、友人の家屋職人と話ししました。その人は「こんどは絶対選挙にいかなくあかん、息子にも行けと言った。ワシもこんな気持ちにはじめてや」とほとんど行かない選挙に自民党へ投票に行ったらいいです。その人の気持ちに裏切られるかのごとく今身障者の改悪法が出ているとのこと。小さな政府、暴大な借金理由に過去のツケを全部国民に負担させようとしています。私も今は仕事に埋没していますが、気持ちだけはもちづづけているつもりです。  
(滋賀・S)

**編集部より** 米軍のビラ、日本人の筆によるものですね。天皇への敬意にあふれている。  
**愛知万博** 私の郷里愛知県と瀬戸市は、今「万博不況だ」といわれています。万博に多額の税金を投入。ために、県も瀬戸市も大借金・赤字財政。万博でうるおうと思われた商店街もうるおわず不況。ひとり、トヨタのみが、さまざまな利益を受けたという。万博が何を残したか。冷静な収支決算が必要。折りしも、石原知事は、オリンピック招致に浮かれています。中国のオリンピック招致に大反対した知事は同じシッペ返しを受けるだろう。  
(東京・柳田 真)

**編集部より** 「群れて流れる」日本人。地方はさびれるばかり。町・村起こしでお祭り大はやり。過日、知床、網走、北見を訪ねた時もそうでした。

**吉兆** ○五年総選挙後国の審議会のトーンが変化しています。ほかした書き方を止め、はっきり書くようになったのです。国が乱れ始め強圧的になってきたことも、歴史的に見れば「吉兆」です。財政の悪化を国民に転化して滅亡した国家はいくらでも挙げる事ができます。問題は、薩摩と長州を結合した土佐の坂本龍馬が今は不在であることなのだと思います。敵は共産党ではありません。構造改革インフラターゲット連合が主要な敵です。ケインジアンは味方です。大統一を実現するためには「大統一理論」が必要です。新しい理論を開発するためには古い理論の呪縛から逃れる必要があります。何かを一つ手に入れるには、何かを一つ捨てなければなりません。狭い日本の住宅事情のごとく。アスベスト被害、鉄道事故と姉歯事件はつながっています。これを利用しない手はない。また、改憲策動も否応なく小選挙区制への適応を求めます。十一月に「自治体再編と民営化」をテーマに話してきました。難しい話しにもかかわらず、アンケートではかなり良好な反応が出ました。「拡がる」予感という手応えは久しぶりです。  
(兵庫・藤原 了)

**編集部より** 小泉氏はルンペン・インテリゲンツィアが首相になったのと同じ。無責任かつ思いつきの言動が彼を国会のタレントに押し上げた。「九月にやめる」発言もそれは同じ。「やめる」人を相手にする人もありません。

**天文学的赤字** 九五八号「公務員の退職金はゼロ」、ネバタレポートを読んでいて思い出しました。九四三号「構造改革は間違った処方箋」。天文学的国債でハイパーインフレ。本屋さんに行くこの手の本があふれています。それで九四三号予告の次号で「処方箋」原稿がまだ出ていないのは？私が見落としていたら、ゴメンなさい。ぜひ続きをみたかったです。赤字、黒字国債から始まってそして学習会で滝野さんが、一四〇〇兆円の額までは発行続くでしょうといっていたのを思い出してます。あのころは東京にいたと思いますが、ずい分先の事と想っていたのですがものすごい増え方ですね、では。  
(帯広市・岡村徳治)

**編集部より** 予告の原稿、おっしゃるようになっておりません。手元に残っています。筆者に手を入れていたでいて、ご期待に添うよう努力します。

**テレビ文化** 社会通信No952号「巻頭言」がその通り。最近のテレビ文化が悪い。肝心なことを言わないで、ただ情報のため流し。物事を真剣に考えないニュースキャスターの言動が、そのまま、視聴者に性格として植えつけられている。「カッコイイ」とか「タサイ」とかで判断されテレビで「活躍」する人の言動や考え方がすべてであり、自分もそのような人になりたいと思っている。島国根性なのか、日本人の特質なのか、弱さがありますね。我われ自ら成長することによって影響を与え若者にも成長してもらおうしかありません。かつてはマスコミの中にも、労働組合があつてもっとしっかりしていたようにも思います。  
(岡山・H)

**編集部より** お寄せいただいた原稿、好評でした。この二十年日本社会はくり返し。そして停滞は反動に。反動に手を貸しているのがテレビ文化。国民の真の啓発が必要。私たちの任務です。